

# 慣用句における取り立て\*

藤巻一真

神田外語大学・東京国際大学

本稿では慣用句の一部に取り立て詞が付加された際に、何を取り立てるのかという問題を取り上げる。取り立て詞が目的語のような補足語についての場合に何を取り立てるのか分析している益岡 1991 を基に、その予測について考察し、それが慣用句の場合に概ね当てはまるが、一部そうでない例があることを示す。そしてその例外がどのような場合に許されるのかを考察し、2つの条件を挙げてから構造的分析を行う。これにより、慣用句は取り立て現象に関して、一般の場合と異なり意味的・統語的制限があるものの、条件が整えばその制限を充たしながらも、一般の場合と同様の振る舞いをすることを示す。

## 1. はじめに

「取り立て」に関する研究は数多く成され、その特徴が明らかにされてきている。その中でも、取り立て詞についてその位置と焦点が異なることが観察され、その制限に関して、意味的、統語的分析が成されてきている。例えば、次の(1)において取り立て詞の「も」は、動詞の目的語である「本」に付加されているが、その意味を考えると多義的で、例えば(2)のような状況が知られている。<sup>1</sup>

\* 本稿は神田外語大学言語科学研究センター主催の理論言語学・日本語学ワークショップ「統語構造と文の機能(Force)：項構造・命題を越えて」（2008年7月26, 27日於神田外語学院）における筆者の発表に対する質疑応答の中で出てきた慣用句における取り立てという問題に取り組んだものである。ワークショップの参加者の方にこの場を借りて感謝申し上げる。また、CLS の神谷昇氏、町田なほみ氏にもデータ等に関して貴重なご意見を頂いた。感謝申し上げる。

<sup>1</sup> Kuroda 1965, 沼田 1986, 2008, 青柳 2006, 2008 及びこれらの参考文献を参照。

- (1) 太郎は本も読んだ。
- (2) a. 太郎は[雑誌も]読んだが、[本も]読んだ。  
b. 太郎は[絵も描い]たが、[本も読ん]だ。

先ず一つ目の解釈として「も」が付加されている目的語の「本」以外に読んだものがあるという解釈がある。しかし、これ以外に「本を読む」こと以外に太郎が行った行為、例えば「絵を描く」があり、それも行ったが「本を読む」ことも行ったという解釈がある。

これとは逆に、動詞に「も」が付加している場合に、その目的語を取り立てることができるという現象も観察されている。

- (3) a. 太郎はピザを食べました。  
b. 太郎は[パスタも]食べたが、[ピザも]食べた。

上記(3a)においては、他の解釈も可能であるが、「も」が付加していない目的語を焦点とした解釈(3b)も可能である。

以上の現象に関して、本稿では、慣用句が絡んだ次のような例における取り立て詞の位置とその焦点に関して少々詳しく考察する。

- (4) a. 太郎は口を出した。 (動詞慣用句)  
b. 太郎は顔が広い。 (形容詞慣用句)

慣用句は、その一部の名詞句と述語と合わせて全体で特殊な（不透明な）意味を成すのが基本的な特徴である。具体的には、(4b)においては、「顔」には本来の「顔」の意味ではなく、「顔が広い」となって初めて「知り合いが多い」などの意味になる。そうであるとすると、次の(5)において、取り立て詞は何を取り立てているかというのが基本的な問となる。

- (5) a. 太郎は口も/さえ出した。  
b. 太郎は顔だけ広い。
- (6) 取り立て詞は慣用句の一部に付加されたときに何を取り立てるのか。(何を取り立ての焦点とするか。)

この問に関して、もし、(5b)において「顔」が本来の顔でないならば、次の(7)の場合と同様に、(5)においても取り立て詞は慣用句全体を取り立てているということになる。

- (7) a. 太郎は口を出しも/さえした。  
b. 太郎は顔が広いだけだ。

本稿では上記のような慣用句における取り立ての問題を少々掘り下げて眺め、慣用句は特殊であり制限があるが、そのような中にも見られる統語的特性が重要な役割を果たしていることを示す。以下、2章で取り立て詞の焦点と「慣用性」に関して述べている益岡 1991を取り上げ、議論の土台とする。次に3章で、国広 1985による慣用句の意味的分類を基に、慣用句における取り立ての現象を詳しく観察し、統語的分析を行う。

## 2. 先行研究：取り立ての焦点

ここで、取り立て詞の統語的位置とその焦点がずれている(5)を考察するにあたり、述語と他の要素（例えば動詞とその目的語）の「慣用性」に関する記述が益岡 1991 にあるので、先ずこれを踏まえておく。

### (8) 益岡 1991 の記述(pp.181-182)

補足語に付加された取り立て助詞が異型の事態の対立を表現できる可能性は、述語と補足語の結合の慣用性に対応する。すなわち、結合の慣用性が高い方が異型の事態の対立を表現できる可能性が高い。

益岡の言う「補足語」というのは簡単に言うと動詞と目的語の関係における目的語のことである。また、「異型の事態」の対立というのは、補足語に取り立て詞が付加されている場合であっても、前節の(2b)のように、動詞句全体（益岡ではある「事態」）を、他の動詞句（別の事態）と対立する候補としてとれるということである。

例えば、以下の例（益岡）は、取り立て詞の「ばかり」が「酒」に付加されている場合、(9a)の自然な解釈は、「他の飲み物（例えばビールやワイン）ではなく、酒だけ飲んでいる」というものではなく、「仕事もせずに酒ばかり飲んでいる」という解釈である。一方、(9b)は、「他の飲み物もあるのに酒ばかり注文している」という解釈が自然であるということである。

(9) a. 太郎は酒ばかり飲んでいる。 (益岡の(22))

b. 太郎は酒ばかり注文している。 (益岡の(23))

(益岡 1991:181)

この解釈における差を益岡では「補足語に現れる名詞が特定の述語と慣用的に結合することが、一般知識により保証されている」(p.182)とし、「酒を飲む」というのは慣用的に「強く」結びついているが「酒を注文する」というのはそのような結びつきが「弱い」からと説明している。<sup>2</sup>

以上、取り立て詞が補足語に付加された場合に、補足語（目的語）と述語の結びつきの強さが、補足語自身ではなく対立する事態を焦点とするかどうかに、関連していることを見た。この益岡の記述が正しいとすると慣用句はその結びつきの強い最たる例であることから、次のことが導かれる。

---

<sup>2</sup> 次の例も同様の例として挙げられている。

(i) 花子はお茶も飲んだ。

(ii) 花子はお茶もこぼした。 (益岡 1991:182)

(10) 慣用句の一部(補足語)に取り立て詞が付加された場合、  
慣用句全体を他の事態と対立する事態とする解釈になる。

この予測に関して、3章では慣用句の分類に基づき詳しく眺めてみる。

### 3. 慣用句における取り立ての焦点

本節では取り立て詞と慣用句について、取り立て詞が補足語に付加された際に、益岡からの予測がどうなるのかを詳しく見ていき、基本的にはこの予測は正しいが、少々例外があることを示す。そして、その例外がどのような条件下で許されているのかを記述する。

#### 3.1 慣用句の意味的分類

慣用句の一部の名詞句に指示性があるものとそうでないものがあり、そしてその中間にあるようなものも存在する。後に見るように取り立てに関しては意味的な分類が関与しないようであるが、この問題を排除するために意味的分類を簡単に眺めておく。ここでは、国広 1985 の分類を挙げる。<sup>3</sup> 国広では以下のように 8 分類されている。

- (11) a. 構成語の普通の意味と慣用句の意味の関係が不透明なもの  
      足が付く、間が抜ける、くだを巻く
- b. 構成語の一部がその慣用句以外で用いられなくなり、一般の人には意味が不明であるもの  
      けりをつける、目をはずす、辻褄が合わない
- c. 句全体が比喩的意味を発達させ、原義が併存するもの  
      頭が痛い、足を洗う、骨を折る、手を出す。

---

<sup>3</sup> 厳密な分類が難しいことや、いくつかの分類にまたがっているものがあると国広は述べている。中村 1985 も同様に比喩表現という観点から慣用句の分類を行っている。

- d. 句全体が比喩的意味を発達させ原義ではほとんど使われないもの。  
 (原義の誇張を含む) 顔に泥を塗る、手を焼く、道草を食う
- e. 初めから比喩表現として用いられ、文字通りの意味は現実には成立し得ないもの  
 頭を痛める、顔をつぶす、腹が立つ、
- f. 動作・表情が表す比喩的な意味で用いられるもの。  
 (文化的要因)  
 頭をかかえる、頭があがらない、首をかしげる、  
 肩を落とす、頭が低い
- g. 故事に基づくもの  
 白羽の矢をたてる
- h. 風習に基づくもの  
 六日のあやめ

ここでは、これらの分類をもう少し慣用句の構成語（益岡の言う補足語）の原義の意味（指示性）という観点から、大きく分類してみることにする。先ず、慣用句の一部の意味が何か分からない、つまり、指示物がありそうであるがそれが何か分からない(11a, b)と、原義においてはその指示物の意味が明確である残りの例に分類される。後者はさらに、慣用句のもとになった表現の原義の意味が残っているものとそうでないものに分けられる。

- (12) a. 構成語の原義が不明 => (11a, b)
- くだを巻く、けりをつける
- b. 構成語の原義が明確
- i. 原義の使用がない。 => (11d, e)  
 道草を食う、手を焼く、  
 腹が立つ

ii. 原義の使用がある。 => (11c, f) (11g, h)  
頭をかかえる、頭が低い  
白羽の矢が立つ

以下、この3分類を基に、取り立て詞が補足語に付加した場合について見ていくこととする。

### 3.2 慣用句全体を取り立てる場合

前節の分類を基に、それぞれに取り立て詞を補足語につけたのが(13)～(15)である。<sup>4</sup>

- (13) a. 太郎はこんな単純なことにけりも/さえ付けられないのです。  
b. そうだとするとつじつまも合わないね。
- (14) a. 太郎は道草ばかり食って一向に帰ってこない。  
b. 誰しもそんなことを言われたら、腹も立つでしょう。
- (15) a. 太郎は花子に頭さえあがらせんね。  
b. 太郎は頭がよいばかりでなく、頭も低い。  
= (腰も低い。)

先ず、(13)のように、「けり」や「つじつま」がもともと何を示しているのかが分からぬようない場合は、取り立て詞の付加されている要素を取り立てていると感じない。例えば(13b)では、「何か合わないものがあって、その上つじつまも合わない」という解釈はないと思える。(14)においても、本当に道ばたの草を食べることは想定しにくく、「腹」が実際に立つこともない。そうであるから、やはり(13)と同様に、補足語に取り立て詞を付加していても(慣用句の意味で取るときには)実際は、益岡の言う異型の事態を想定することになっているようである。次に(15)であるが、これはもともとその動作が

---

<sup>4</sup>もちろん取り立て詞が慣用句の一部につかないものもあるが、ここでは、それが可能な場合に何を取り立てているのかを問題としている。

存在するが、その動作から比喩的に慣用句の意味が成り立っていると考えられるものである。この場合、補足語のみを取り立ても良さそうであるが、慣用句の意味で取るときにはやはり述語も含めた全体を取り立てる解釈となっていると思われる。例えば、(15a)では、「あがらないものが他にもあり、そのようなものの中でもあがりそうな頭さえあがらない」という解釈はないということである。

以上の観察が正しいとすると、いずれの場合にも取り立て詞が付加された補足語が取り立てられているのではなく、それと述語を含めた全体が取り立ての対象となっていると言える。つまり、益岡 1991 の述語と補足語の慣用性の記述からの予測が正しいということになる。

### 3.3 慣用句における補足語を取り立てる場合 1

しかし、次のように取り立て詞が付加した語（補足語）が取り立ての焦点となっていると思われる例がある。それは、以下のように身体名詞に所有者を表せる場合に、その所有者を含めた所有物を取り立てているタイプのものである。<sup>5</sup>

- (16) a. 太郎は課長の顔に泥を塗っただけでなく、  
社長の顔にも泥を塗った。  
b. 太郎の口が堅いのは知っていると思うけど、  
花子の口も堅いよ。 = (花子も口が堅いよ。)<sup>6</sup>

例えば、(16a)は、「顔に泥を塗る」という慣用句の「顔」の所有者を表すことにより、この慣用句の持つ意味が誰に及ぶ

<sup>5</sup> 身体名詞以外でも所有を表す場合、次のように補足語の取り立てが可能である。

(i) 太郎は次郎の片棒を担いだが、三郎の片棒も担いだ。

<sup>6</sup> 述語が形容詞の場合の慣用句に関しては、そもそも慣用句全体を取り立てる場合であっても、補足語に取り立て詞をつける方が座りがよい。このような事情から、補足語に取り立て詞が付加されている場合でも、以下のように異型の命題を取り立てていることが多い。(16b)はこれらとは異なり、実際に、補足語自身を取り立てている場合である。

(i) 太郎は人脈が広く、口も堅い。

(ii) 太郎は人脈が広く、口が堅くもある。

かを表すことができる。この場合、慣用句の一部である補足語の「誰か（の顔）」を取り立てることが可能である。

また、次の例も可能である。

- (17) a. 太郎は将棋の腕だけでなく、料理の腕も上げた。  
b. 太郎は将棋の腕だけでなく、料理の腕も立つ。

この場合は、所有者と言えないが、「腕」に付加された修飾語句で「腕を上げた」分野を表していて、それを取り立てることが可能である。

これらの例は、身体名詞が慣用句の一部であり、実際の身体名詞の意味ではないのであるが、他のそれ（慣用句の意味においての身体名詞とでもいえるもの）が想定できる場合は、他との対立として補足語を取り立てができると言える。

一方、身体名詞といえども、所有者（や修飾語句）が付加できない場合は、やはり慣用句全体を取り立てことになる。先ず、(18)と(19)が示すように「腹が立つ」や「手を焼く」の身体名詞「腹」や「手」は所有者を付加できない。

- (18) a. 太郎は腹が立った。  
b. \*太郎は自分の腹が立った。  
c. \*太郎の腹が立った。  
d. 太郎は腹を立てた。  
e. \*太郎は自分の腹を立てた。

- (19) a. 太郎は花子に手を焼いた。  
b. \*太郎は花子に自分の手を焼いた。  
c. 花子は手が焼ける。  
d. \*花子は太郎の手が焼ける。

これらの慣用句の補足語である身体名詞に取り立て詞の「も」を付加したのが(20)であるが、これらの場合、「立てたものが他にあって、腹も立てた」という解釈はなく、(21)と同様の

解釈（益岡の言う「異型の命題」を焦点とする解釈）になると思われる。

(20) a. 太郎は腹も立った。

b. 太郎は腹も立てた。

c. 太郎は花子に手も焼いた。

d. 花子は手も焼ける。

(21) a. 太郎は腹が立ちもした。

b. 太郎は腹を立てもした。

c. 太郎は花子に手を焼きもする。

d. 花子は手が焼けもする。

### 3.4 慣用句における補足語を取り立てる場合 2

前節では、慣用句の身体名詞に所有者が付加できるかという点が慣用句の一部である補足語を取り立て詞が取り立てることが可能かどうかに関わっていることを見てきた。本節では、所有者が付加されない場合でも、それが許される例を挙げどのような場合に可能かを見てみる。

その条件とは、ちょうど同じ述語を用いて他の補足語との対立でそれを取り立てることが可能であり、さらに文脈的にも問題のないということが挙げられる。

先ず、次の例は両者とも慣用句であるが、問題がないであろう。どちらも「何か早いもの（「口」）があって「手」も早い」という解釈になる。

(22) a. 手も早いし、口も早い。（西尾 1985:46）

b. 太郎は口も早いし、手も早い。

両者が慣用句で述語が同じ、つまり構造が同じ場合、次のようにも言うことが可能かと思う。

- (23) a. 太郎は手も口も早い。 「X も Y も 述語」  
b. 太郎は口も手も早い。

(24) a. 太郎は手ばかりでなく口も早い。  
b. 太郎は口ばかりでなく手も早い。

(25) a. 太郎は手と口が早い。 「X と Y が/を 述語」  
b. 太郎は口と手が早い。

(26) a. 太郎は手か口が早い。 「X か Y が/を 述語」  
b. 太郎は口か手が早い。

次の例は、(22)とは少々異なり、一方は一般の例で他方が慣用句の例である。<sup>7</sup>

- (27) a. 太郎はお金も出すけれど、口も出す。  
b. 太郎は口も出すけれど、お金も出す。  
(口を出すだけでなくお金も出す。)

上記のように「出す」という述語がある場合は入れ替え也可能であるが、「出す」が文末に一つしかない場合は、容認度が下がるようになる。 (29)は語順により差を感じる。

- (28) a. ?\*太郎はお金も口も出す。<sup>8</sup>  
b. ?\*太郎は口もお金も出す。

(29) a. 太郎はお金ばかりでなく口も出す。  
b. \*太郎は口ばかりでなくお金も出す。

<sup>7</sup> 次のような例は、少々ことば遊び的であり、容認度が下がるが、完全に悪いとも言えない。

(i) ??太郎は背が低いが、実際に人に対して腰/頭も低い。

(ii) ??太郎は背ばかりでなく腰/頭も低い。

ことば遊び的といつてもそれは言語の特性（音韻や構造）に関する規則を反映している。そうであるからこそ、言う人も聞く人もことば遊びだと分かるといえよう。

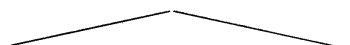
<sup>8</sup> (28ab)を良いと判断する話者がいるが、その場合の構造分析は、全域的規則適用(Across the board rule application) (Ross 1967)が適用されることになるであろう。また、(28)を良いとしながらも(30)を悪いと判断する話者に関しては、(30)の等位構造は ATB が適用されないとしなければならない。

さらに、「と」や「か」による等位構造の場合は、両者とも慣用句の場合とは異なり、一方が慣用句の要素でない場合は、非文である。

- (30) a. \*太郎はお金と口を出す。 (Cf. (25))  
b. \*太郎は口とお金を出す。  
(31) a. \*太郎はお金か口を出す。 (Cf. (26))  
b. \*太郎は口かお金を出す。

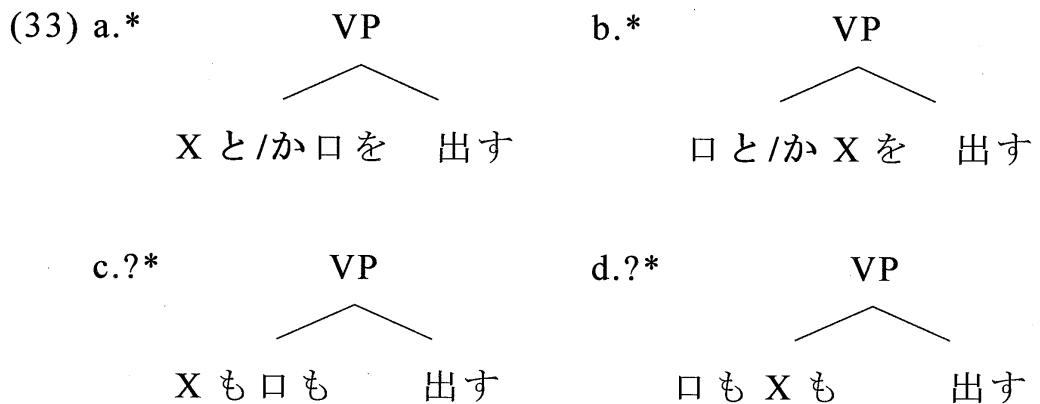
### 3.5. 構造分析

本節では、取り立て詞が慣用句の一部に付加した場合についてどのような構造になっているのか考察する。先ず、慣用句の一部に取り立て詞が付加することが可能であることは見てきたとおりで、次のような構造を基本的に慣用句の場合も許すと言わなければならない。

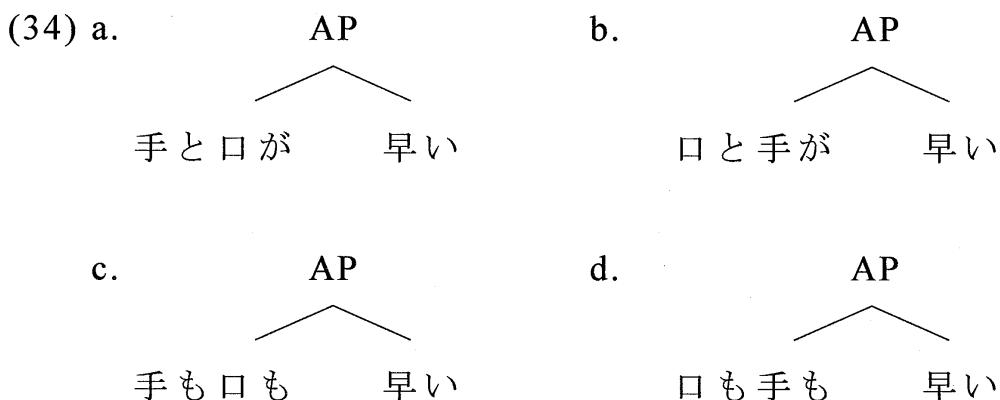
- (32) a.  $XP\text{-も/さえ/だけ } Y \quad Y = \text{述語}, \quad XP + Y = \text{慣用句}$   
b.  $YP (=VP, AP)$   
  
c. 解釈 : i.  $YP$  を取り立てる<sup>9</sup>  
ii.  $XP$  を取り立てる

次に、(28), (30), (31)における容認度の低さ、非文性であるが、慣用句が次の構造を許さないということに起因していると言わなければならない。

<sup>9</sup> この解釈を導き出す方法は、青柳 2006, 2008 や沼田 2008 があるが、ここではそのどちらが正しいかの議論には立ち入らない。どちらを取っても「も」や「さえ」が、それが付加している要素より広い要素を取り立てる（作用域とし、また、それを焦点とする）ことが可能である。例えば、青柳では、係助詞（例えば「も」）と副助詞（例えば「さえ」）を分け、それぞれ LF において T と v に移動して付加され、その結果それぞれ異なる領域（主語を含む vP と主語を含まない VP）を作用域とすると分析されている。



これらにおいて、慣用句の意味には関与しない X が等位構造の一部をなし、それを含めて慣用句の意味を成さなければならぬことが問題の原因ということになる。<sup>10</sup> 実際に、X も仮に慣用句の一部であるような場合は、それが可能になるということ(例(23, 25))を見てきた。その場合次のようになる。



次に、身体名詞に所有者が付加されるような場合((16)(17))であるが、等位構造とは異なり一部に、値が変わる X を許すということになる。<sup>11</sup> この場合、取り立ての焦点には成り得

<sup>10</sup> (28a,b)に関して、注8で触れたようにこれらを良いと判断する場合は、次のような全般的な規則適用(ATB)になるであろう。<出す>はコピー。以下の構造においてそれぞれの VP を独立して解釈することになれば慣用句に関して問題がなくなる。

(i) [[X も <出す>] そして/しかし [ 口も <出す> ]] 出す

<sup>11</sup> もともと「も」が所有格の前後付加しないことがこの構造を強いる一因かと考えられる。

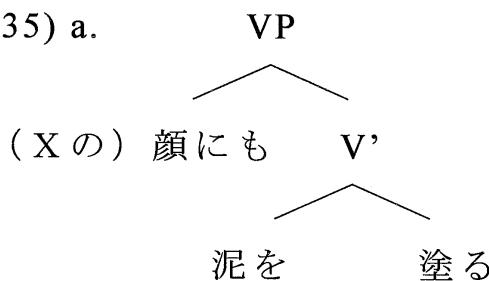
(i) \*太郎のも本      (ii) \*太郎もの本      (iii) 太郎の本も

(iv) \*都市のも破壊      (v) \*都市もの破壊      (vi) 都市の破壊も

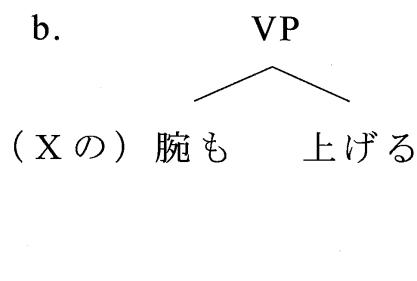
<= (「農村の破壊」に対して)

る所有格の X が、慣用句の意味を解釈する段階においては、それに関与していないということになる。<sup>12</sup>

(35) a.

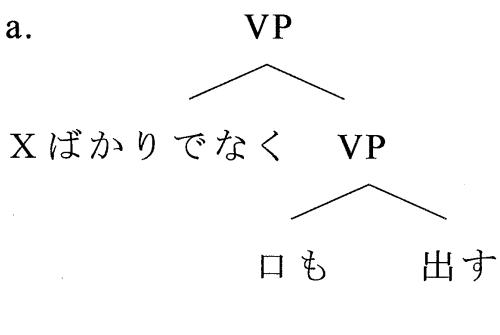


b.

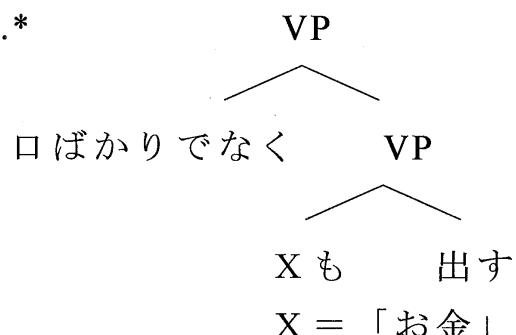


最後に、(29)の「Xばかりでなく Yも」の例であるが、これは「Xばかりでなく」の部分が付加詞 (adjunct) であるとすれば、説明が付く。

(36) a.



b.\*



(36a)は「口も出す」の部分が慣用句の解釈が可能であるが、(36b)は「口ばかりでなく…出す」の部分が慣用句の解釈ができないということになる。

---

これらの場合、「も」が外側の DP に付加されているが、内部の DP を焦点としている。「だけ」「ばかり」は所有格の前に付加されることが可能である。

(vii) 太郎だけの本 (viii) 都市だけの破壊

<sup>12</sup> 実際にどの段階かという問題が残る。例えば Lebeaux 1988 にならい、身体名詞の所有者 (X) を付加詞として、慣用句とは独立して、後に統語構造に導入するという可能性があるが、身体名詞の所有者を付加詞とすべきかという別の問題が残る。又は、最初から（限定）修飾語としての「Xの」を含めて「Xの顔に」「Xの腕が」を慣用句として許すという可能性がある。例えば、「Xに手を入れる」という慣用句において、「Xに」もその一部として取り扱うというのと同様にである。

#### 4.まとめ

本稿では、慣用句の一部に取り立て詞が付加された場合に取り立て詞は何を取り立てるのかという問題に対して、益岡 1991 で言われた補足語と述語の慣用性という観点を用いて眺めてきた。そして基本的には益岡の言うように慣用句はその一部である補足語と述語の繋がりの強さという点(慣用性)においてその最たるものであることから、当然、「異型の命題」を焦点とすることが予測されるが、一部の慣用句においては、慣用句を含まない一般的な例と同様に、補足語を取り立て詞が取り立てる解釈があることを示した。また、それが可能となる条件はどのようなものであるかという問題に対して、1) 慣用句の一部に所有者などの修飾語句が付加されることができる場合、2) それ以外でも、構造的に同様の構造をしていて、文脈的な条件がそろった場合に、可能であることを見てきた。このことから、取り立て現象に関して、慣用句は一般的のそうでない場合と異なり、意味的、構造的制限が加わっているが、条件さえ整えば一般的の場合と同様の振る舞いをすると結論づけられる。残る問題として注にも挙げた(35)における「Xの」の取り扱いの問題があるが今後の課題とする。

#### 参考文献

- 青柳宏 2006 『日本語の助詞と機能範疇』
- 青柳宏 2008 「とりたて詞の形態的、統語的、意味的ふるまいについて—係助詞、副助詞という分類の有意性を中心に—」  
『日本語文法』 37-53.
- 国広哲弥 1985 「慣用句論」『日本語学』 1, Vol. 4, 4-14.
- Kuroda, S.-Y. 1965 Generative grammatical studies in the Japanese language. Doctoral dissertation, MIT.

Lebeaux, David. 1988. Language acquisition and the form of the grammar. Doctoral dissertation, University of Massachusetts, Amherst.

益岡隆志 1991『モダリティの文法』くろしお出版

中村明 1985 「慣用句と比喩表現」『日本語学』1, Vol. 4, 28-36.

西尾寅弥 1985 「形容詞慣用句」『日本語学』1, Vol. 4, 45-53.

沼田善子 1986 「とりたて詞」『いわゆる日本語助詞の研究』

105-225 凡人社

沼田善子 2008 「とりたて詞の分布と意味をめぐってー「も」

と「だけ」の記述を例にー」『日本語文法』20-36.

Ross, John R. 1967 Constraints on variables in syntax. Ph.D. dissertation, MIT.

261-0014

350-1197

千葉市美浜区若葉 1-4-1

埼玉県川越市的場北 1-13-1

神田外語大学

東京国際大学

言語科学研究センター

言語コミュニケーション学部

*fujimaki@tiu.ac.jp*